給与所得者等再生による再生手続開始

平成２９年（再ロ）第１０号

神奈川県藤沢市本藤沢２丁目13番13号
再生債務者　倉本　龍吾
1　決定年月日時　平成29年６月19日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年７月18日まで
4　一般異議申述期間　平成29年７月31日から平成29年８月７日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（再ロ）第１号

新潟県長岡市関原町３丁目乙178番地
再生債務者　櫻井三三子
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後１時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年７月18日まで
4　一般異議申述期間　平成29年７月31日から平成29年８月21日まで
新潟地方裁判所長岡支部再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２９年（再ロ）第１号

秋田市新屋松美ガ丘南町21番25号　フラワーハイツＶ－106
再生債務者　太田　忠志
1　意見聴取に付する再生計画案　平成29年５月24日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成29年７月10日まで
平成29年６月19日
秋田地方裁判所民事第２部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２９年（再ロ）第１号

佐賀県杵島郡白石町大字廿治2147番地４　池上住宅　北側
再生債務者　新宮　里香
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年６月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年６月13日　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（再ロ）第６号

神奈川県厚木市下依知481番地18
再生債務者　田部井智美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年６月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年６月16日
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

平成２９年（再ロ）第２号

東京都日野市旭が丘５－10－６　レオパレスジュン103（住民票上の住所）千葉県習志野市東習志野２丁目18番44－1311号
再生債務者　深井　昭彦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年６月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年６月15日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（再ロ）第２号

兵庫県尼崎市南塚口町１丁目11番10号グローリアスハイツ103
再生債務者　春木　克俊
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年６月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年６月14日　神戸地方裁判所尼崎支部

平成２９年（再ロ）第１号

千葉県千葉市稲毛区小中台町501番地　稲毛スカイタウン２棟312号
再生債務者　馬場　智志
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年６月13日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年６月16日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（再ロ）第４号

神戸市長田区苅藻通３丁目１番９－２号
再生債務者　海老名順子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年６月13日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年６月15日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２９年（再ロ）第２号

埼玉県草加市青柳５丁目11番14－１号
再生債務者　高橋　　希
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年６月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年６月16日
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２９年（再ロ）第５号

大阪市旭区赤川２丁目８番10号
再生債務者　長田　昌久
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年６月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年６月16日
大阪地方裁判所第６民事部

会社その他の公告

合併公告

平成二十九年六月十九日開催の甲の通常総代会及び平成二十九年六月十五日開催の乙及び丙の各々の通常総代会において、左記金庫は対等合併のし、甲は乙及び丙の権利義務一切を承継して存続し、乙及び丙は解散することを決議いたしましたので、この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十九年六月二十七日
北海道札幌市中央区南二条西三丁目一五番地の一　（甲）札幌信用金庫
会　長　吉本　淳一
理事長　前田　繁利
北海道余市郡余市町黒川町四丁目五番地　（乙）北海信用金庫
理事長　西田　覚
北海道小樽市稲穂一丁目四番一〇号　（丙）小樽信用金庫
理事長　佐林　史明

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併の効力発生日は平成二十九年八月一日であり、甲の株主総会の承認決議は平成二十九年六月十四日に経てお知らせします。乙は会社法第七八九四条第一項に掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載官報
掲載の日付　平成二十九年六月五日
掲載頁　五十四頁（号外第九十六号）
（乙）掲載官報
掲載の日付　平成二十九年六月五日
掲載頁　五十一頁（号外第一一八号）
平成二十九年六月二十七日
千葉県船橋市湊町二丁目七番七号
（甲）船橋交通株式会社
代表取締役　篠崎　　敦
千葉県印西市松崎台一丁目三番十二号
（乙）北総交通株式会社
代表取締役　藤倉　孝一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載官報
掲載の日付　平成二十八年十一月一日
掲載頁　九十一頁（号外第二二三号）
（乙）掲載官報
掲載の日付　平成二十九年一月十六日
掲載頁　一二五頁（号外第八号）
平成二十九年六月二十七日
広島市西区庚午北一丁目一七番二三号
（甲）株式会社マリモ
代表取締役　深川　　真
東京都港区虎ノ門一丁目一番二二号新虎ノ門実業会館五階
（乙）株式会社マリモベンチャーズ
代表取締役　深川　　真

基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載官報
掲載の日付　平成二十九年六月五日
掲載頁　五十四頁（号外第九十六号）
（乙）掲載官報
掲載の日付　平成二十九年六月五日
掲載頁　五十一頁（号外第一一八号）
平成二十九年六月二十七日
千葉県船橋市湊町二丁目七番七号
（甲）船橋交通株式会社
代表取締役　篠崎　　敦
千葉県印西市松崎台一丁目三番十二号
（乙）北総交通株式会社
代表取締役　藤倉　孝一